

令和6年度第2回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 議事録

【日 時】 令和6年7月3日(水) 13時30分～15時00分

【場 所】 石狩市役所5階 第1委員会室

【出席者】 委員:11名、アドバイザー:1名、事務局:5名

委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	出席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	欠席	委員	細田 幸男	出席
	委員	新田 大志	出席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	出席	委員	大森 由紀子	出席
	委員	今西 浩子	出席	委員	時任 千恵	欠席
	委員	近藤 宏	欠席	委員	穴田 めぐみ	欠席
	委員	重山 麻人	欠席	委員	朝倉 恵	出席
アドバイザー		松倉 聡史	※出席	※リモート		

事務局	所 属	氏 名
	子育て推進部長	田村 奈緒美
	子育て推進部 子ども政策課長	青木 祐一郎
	子育て推進部 子ども政策課主査	中川 陽子
	子育て推進部 子ども政策課主査	田原 朋学
	子育て推進部 子ども政策課主任	松田 裕

【傍聴者】 3名

【次 第】

1, 開 会

2, 議 事

(1) 権利救済スキームについて

(2) パブリックコメント案について

3, その他

次回会議について 令和6年9月25日(水)13時30分～ 石狩市役所4階 401.402 会議室

4, 閉 会

【1, 開会】

(事務局:青木課長)

これより令和6年度第2回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。本日の会議は2時間程度を予定してございますので、よろしくお願いいたします。出席状況をご報告いたします委員16名中11名のご出席となっております。石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本委員会は成立いたしましたことをご報告いたします。本日も松倉アドバイザーにおかれましては、リモートでのご参加となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認を行います。本日の資料につきましては、5つでございます。1つ目が会議次第、委員名簿でございます。2つ目が資料1としまして、権利救済スキーム新案です。資料の3つ目、条例パブリックコメント案の一般用、それと4つ目が条例パブリックコメント小中学生向けです。最後は、前もって皆様にご意見をいただきました事前作業の意見一覧というものをA4横版でお付けしております。お手元にありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この後の進行を小山委員長にお願いします。委員長、よろしくお願いいたします。

【2,議事(1)権利救済スキームについて】

(小山委員長)

こんにちは、今日は暑い中、参加していただき、ありがとうございます。今日も限られた時間でのご議論になりますが、よろしくお願いします。それで、今日は8月から実施するパブリックコメントにける条例の骨子案についてご意見をいただきたいと思っています。

早速ですが、議事に入りたいと思います。一つ目が権利救済スキームですね。前回、主に相談員の役割について議論いただきました。掘り起こしやアウトリーチについては難しいのではないかと、あと、既存の相談機関との連携の必要性、これをもっと強調するべきだというご指摘もいただきました。

ただ、相談員には、既存の機関との連携の中心としての役割を期待されるところで、あくまで相談員の設置自体を否定するものではないと考え、その機能・役割・スキームを改めて庁内調整会議で検討して反映していただくように要請しておりました。

その結果を踏まえて事務局に資料を作成していただきました。そのことについて事務局の方から説明よろしくお願いします。

(事務局:中川主査)

はい。それでは説明します。前回(5月)の本委員会では、「周知啓発の必要性は十分あるが、掘り起こしやアウトリーチは並大抵ではなく、一人ではできない。」また、一方では「人権擁護委員、民生委員児童委員などの既存機関がバラバラに動いているのが問題で、それらが連携するための調整役であれば意義がある。」というご意見をいただきました。

これを踏まえまして、庁内調整会議で再度検討を行い修正したものが事前配布しました、資料「子どもの権利に関する相談救済スキーム」です。権利救済委員を置く上で、専門となる窓口は必要と考え、図のピンクの点線で囲った「子どもの権利救済委員会」の中で、前回「子どもなんでも相談(相談員)」としていたところを、「調査相談員」として、巡回による「掘り起こし・アウトリーチ」までは行わず相談受付窓口としての既存相談機関の周知PRや子どもの権利の普及啓発を行いながら、権利救済委員会の窓口として、既存の機関以外で相談を希望する場合やどこに相談していいかわからないものの相談対応、申立ての受付を行うこととして修正しました。一番上の「相談者」から、左側に出ている矢印「相談」。逆に、水色の矢印「助言・解決」が、これまで通りの既存機関での相談、その中で権利救済委員に本格的に調査してもらったほうがいいと思われるものは、各種相談機関から調査相談員に伸びる薄紫色の点線の矢印、この申立てになるかと思っています。

相談者から下に出ている「相談・申し立て」については、どこに相談していいかわからないもの、既存の相談機関にも相談したくない、できないものなど、これらが直接調査相談員に寄せられるものと想定しております。

相談対応の中で、例えばこども相談センターにつなげる案件になれば、調査相談員からピンク色の矢印で出ている「紹介」になってきます。調査相談員から上に出ている薄ピンク色の矢印は、調査相談員が相談者に対応する中で解決されていくものを表しております。

なお、各機関との連絡体制について、「連絡会議」というお話もございましたが、既存窓口機関とは各法令の縛りや守秘義務などのハードルが懸念されるため、まずは調査相談員と既存機関との日常的な繋がり、遣り取りは調整連携の中でお互いに情報共有し、各々の閉塞感を軽減できればと考えています。

ただ、調査相談員とは違い、権利救済委員は、強力な独立性をもって調査や調整を行う機関になりますので、その助言・指示を受けて行動する相談員についても、例えば今回の旭川のいじめ問題のような場合、そういった案件によっては、既存機関と一線を画するような形になることがあると考えています。その他、庶務として子どもの権利救済委員会の下の方に2つ黒ポツがあります。子どもの権利救済委員会の定例・随時開催と年度の活動実績をまとめた年次活動報告の作成、公表を行います。説明は以上です。

(小山委員長)

その事務・仕事内容、周知PRを主にして、相談機関の紹介・調整ですね。直接の相談に対する窓口機能、それと申立ての受付ということで、掘り起こしとかアウトリーチについては、既存の相談機関が行っているの、少しトーンを下げるとような内容だったかと思います。あと連絡会議については、個人情報など、どこまで共有できるかが難しいため、日常的なつながりを持ちながら、連携調整する関係性を構築するとのことでした。それでは、この権利救済スキームについて、皆さんのご意見を伺っていきたいと思います。よろしくお願いします。

(細谷委員)

人権擁護委員の細谷ですが、これ自体、今はこれでいいかと思うのですが、このあと実際に動き始めると、いろいろなものが出てくるのではないかと思います。スタートはこの状態でスタートして、必要に応じて手を加えていくのであればいいかなと思います。このまま凝り固まってしまうと、ちょっと動きが硬くなってしまうかなという気がします。その都度必要なものを入れていくというのが約束されるのであれば、このままスタートということでいいかなと思います。

(小山委員長)

実際動き出してみないとどういう動きになるかわからないことがありますので、スタートの時点ではこれでいい、必要に応じて見直しも考えるということでどうか、というご意見でした。ほかの方どうでしょうか。

(新田委員)

新田です。質問なんですが、調査相談員と子どもの権利救済委員の人数はどんな形になるんですか。

(青木課長)

まず細谷委員の今後のことについて、おっしゃるとおり、今後、いろんなものが出てくると考えております。まずは相談員を置かせていただいて、実際動いて、運用の中で、その案件により、ケースバイケースの部分が出てくると思いますので、フレキシブルに対応していくというイ

メージです。あと新田委員のご質問で人数についてです。調査相談員につきましては1名、救済委員については、今のところ定員3名という形で考えております。以上です。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。他の皆さま、ご意見はないでしょうか。

このスキームについてのご意見が無いようですので、基本この案で進めてもらえればというふうに思います。

【議題(2)パブリックコメント案について】

(小山委員長)

それでは、議題2の方に入っていきたいと思います。前回の意見を踏まえた前文の修正案を含む、条例パブコメ案を議題にしたいと思います。この案については、先週末に委員の皆様へ資料を送付し、事前に修正意見等をいただいておりますので、それに対する市の見解も含めて、事務局より説明をお願いします。

(中川主査)

パブリックコメント案について、事前にお配りしている資料「石狩市子どもの権利に関する条例骨子(案)パブリックコメント：一般用」をご覧ください。これは3月に検討委員会の委員長より市長に手交されました提言書の内容ですとか、前回までの検討委員会において、いただいたご意見、市民ワークショップですとか、アンケートなどを反映して作成したものです。前文については一字一句を載せておりまして、その他の項目については概要の形で載せています。1ページ目では条例制定の理由についてまとめています。1つ目は子どもの権利を知ること、2つ目は大人の果たすべき役割を明確にすること、3つ目は救済体制を整備すること、4つ目がこどもまんなかまちづくりの推進ということで記載をしております。

2ページ目から条例の骨子になりますが、まず条例の冒頭は前文になります。子どもたちのメッセージや条例の目指すところを表す重要な部分となります。前回検討委員会におきまして、子どもたちの未来や子どもたちが考える今みたいなものが表現できるといいですとか、主語述語、文言の精査、統一感があっていいというご意見をいただいたところです。前回のご指摘を踏まえまして、順番を変えて、「子ども」「大人は」という順番として、あと「石狩市は」というのを前に持ってくることも考えたのですが、流れがうまくつながらなかったの、最後に石狩市の決意で締めるという流れにしております。

1つ目の段落では、子どもについて、子どもはまちの宝、一人一人かけがえのない存在であり幸せに生きる権利があるという基本的な考え方を示し、2つ目の段落ではその子どもを守り育てる大人について、子どもの意見を聞き尊重すること、子どもの最善の利益を一番に考えるという大人の責任を述べています。3つ目の段落では、その子どもと大人について、いじめや子育ての負担など辛い状況があるという現状。そして、4段落目、5段落目では子どもたちは今どんなことを願っているのか、そして、子どもたちが考える未来は、まちはどういうものか、これは昨年度実施した子どもの権利に関するワークショップやアンケート調査から子どもたちの意見を記載しております。最後、石狩市はどうかというところで、石狩市は子どもの権利を守り、みんなにやさしいまち、こどもまんなかまちづくりを目指し、この条例を制定するという決意を述べております。

次は総則です。(1)で条例の目的、(2)で言葉の意味を定義しています。

2が子どもにとって大切な権利、こちらも提言書にも書いていたとおりで、大きく4つ、安全に安心して生きる権利、自分らしく成長できる権利、意見を表明し参加する権利、自分を守り、守られる権利と規定しております。

3ページの3番目大人等の役割として、大人、保護者、子どもに関係する施設の役割と市の責務について記載しております。

次に4ページが子どもの参加と意見表明。

提言書のとおり記載になっているのですが、若干、順番の入れ替えや文言整理をしております。子どもの参加については、子どもがまちづくりに参加することができることのほか、子どもが社会参加するために、市や大人、子どもに関係する施設の関係者が努めるべきこと、例えば市であれば子どもの意見を表明できる機会を設けること、参加するための仕組み作りや人材育成等を規定しています。また、子どもの意見表明については、子どもたちが自分の意見を表明することができ、それによる不利益を受けないこと、他者の意見を尊重することのほか、市、大人、子どもに関係する施設の関係者が努めるべきこと、例えば子どもが意見を表明しやすい環境の整備、子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、それを尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮することなどを規定しています。

次、5番目、子どもの権利侵害に関する相談と救済については、先程スキームでも説明させていただきましたが、市が子どもの権利の侵害に対する相談体制を整え、相談の内容に応じて必要な機関と連携し、状況の改善に努めること、権利侵害を受けた場合の救済機関を条例に基づく附属機関として設置することについて規定しています。

5ページ目です。6番「条例を推進するための仕組み」。こちらは子どもの権利推進計画を策定し、その計画を石狩市子どもビジョンに位置づけること、計画施策の進行管理については、子ども・子育て会議において評価、意見を求めること、子ども権利月間を11月と定め、子どもの権利の普及啓発活動を行うとしています。

最後7番目で、条例の施行日を令和7年4月1日とし、この条例が本市にふさわしいものになっているかを点検するために、施行後5年程度で一度見直しをしたいと考えています。

パブリックコメントについては、子どもの意見を聴く必要があると考えますので、お手元にパブリックコメントやさしい版をお配りしています。これはまだ確定ではないのですが、そういったイメージで考えております。ただこれに対して何か意見をくださいということでは、回答が難しいかなと考えておまして、例えば二次元コードから入力フォームで、こういった条例やルールを作ることにどう思いますか、とか、子どもの権利を知っていますか、とか、そういうことを聴くような手法を考えております。説明は以上です。

(青木課長)

併せて、今のパブリックコメント案について、委員の皆さんに事前にご意見を頂戴し、修正意見一覧という形で整理しておりますので、こちらの説明をしたいと思います。

骨子案の順に沿って説明させていただきます。まず始めに、1ページ目のなぜ子どもの権利条例を作るかの1番目、4つの権利の順番についてです。これは、2ページ以降の4つの権利を詳しく記したところと順番が違う形になっておりましたので、こちらは後者の順番に合わせた形で修正しようと思います。

続きまして、救済体制を整備する3つ目です。そこの最初の文章で、子どもが「虐待やいじめなど権利の侵害」となっているところですが、ここが読みにくいということでしたので、ご提案のとおり「虐待やいじめ等により権利の侵害を」という形で修正させていただきたいと思えます。

続きまして4番目です。こどもまんなかまちづくりの推進の最初の文章、子ども「も」ひとりの市民でありというところについて、ご意見のとおり、子ども「は」という形に修正させていただければと思います。

続きまして、2ページ目の前文の2段落目になりますね。大人はというところで、「子どもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、子どものために最も良いことを一番に考える責任があります。」というところです。こちらには2つのご指摘いただいています、一つが「考える」がダブっているという形です。我々が当初考えていたのが一つ目の「考える」は大人と子どもが一緒にという意味です。大人と子どもが主語で、次の「考える」は、大人が考えてということで、主語がちょっと違うということで考えておりました。あともう一つの「参加」という言葉がこの中に入らない、前文の中に出てこないの、「参加」という言葉を入れたほうがいいのかという修正意見をいただいております。我々としましては、「考える」については主語が違うという認識と、「参加」については、まずは主体的に子どもが考えるということが尊重されるべきではないかということで、原案のままで良いのではないかという考えでありますが、皆さんそれぞれご意見があらうかと思しますので、ぜひとも頂戴できればと思います。

続きまして、裏面になります。1ページの4番目のこどもまんなかまちづくりの推進のところの「子どもにとって最善の」ですとか、2ページの前文では「子どものために最も良いことをいっばんに考え」ですとか、3ページの3番の(2)保護者の役割のところには「子どもにとって最も良いことを第1に考え」など、表現にばらつきがありますよということですので、こちらについては、ご意見のとおり、「子どものために最も良いことをいっばんに考え」、という形に統一させていただければというふうに考えてございます。

続きまして、2ページ目の前文の3段落目ですね。子どもたちの現状ということで、「子どもたちは今いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり」というふうにしているところですが、あくまで一部ではないかというご意見でした。正確には一部になるかと思いますが、ここは前文の表記として、厳密に捉えて、一部と入れた方が良くどうかについても、皆さんでご議論いただければと考えております。

続きまして、ここの前文の中に、「それぞれの子どもが1人の人間として生きていく必要な権利が保障されるよう努め、」という文章があったほうがいいのかというご意見です。こちらについてもぜひご議論いただき、ご意見を頂戴できればと思います。

続きまして3ページ目の(3)意見を表明し、参加する権利の4つのポツですが、重複しているというご意見でしたので、こちらについては、3つ目のポツを修正案の通り、自分の関わることについての決定に参加することができます。という形に変えさせていただきます。

同じく、3ページの(3)ですね。「子どもの関係する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの「自主的」な活動を支えます」というところです。こちらについては、自主的より主体的の方が適切ではないかというご意見を、学習指導要領も引用いただいて提出いただきました。こちらについても、ご意見のとおり「主体的」に変えさせていただければと考えております。

続きまして4ページ目をご覧ください、(1)の子どもの参加についての5項目目です。多様な仕組みづくりを推進しますというところに、具体例があるほうがいいのかというご提案でした。今回は条例の骨子案なので、詳しい例示的な表現は考えてございません。今後、条例の逐条解説やパンフレットなどの作成も考えておりますので、そちらの方で、事例を示すなどわかりやすい形で周知してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページの(1)子どもの参加の2つ目のポツです。「大人と子どもに関係する施設の関係者」ということで、大人と子どもが並んでいて、読みづらいところもあるんですが、その言葉の運びとしては、言葉が2つあるときには、AとBで、3つあるときにはA、BおよびCの

形で使い分ける形になりますので、ここでも同じような形で整理しております。

次は、4ページ、5ページの相談救済についてのご意見で、相談体制と救済機関を具体的にというお話でした。ご意見を踏まえて、市は相談の内容に応じて、「教育・保育機関や、他の相談機関等」という形で、具体例を入れさせていただくと、「子どもの権利救済委員」も具体的に入れさせていただくというような形で修正を考えております。

最後、裏面に行ってください5ページ目の(2)救済について、1つ目ポツで、「条例に基づく附属機関として設置して」という形で、なかなかわかりにくい表現かなと思います。そこにお示ししておりますとおり、附属機関とは自治法上の取り扱いになります。今回は骨子ということで、こういう書き方はしていますが、条文の方では、他の市町村では、附属機関という表現を使ってないところもありますし、市長の附属機関としてという言い方をしているところもありますので、今後の検討になろうかと思えます。

続きまして、5ページ目の(3)子どもの権利の普及啓発の一つ目。市は市民や～という形で、いろんな機関が続いている部分なんですけども、これについては、市は「市民」に対してという形で、少し中身を整理する形で修正したいと考えております。あと、もう1つ、丸3つ目の「毎年11月」です。こちらについては、もう少し具体的に趣旨にふさわしい事業をというような形でご提案いただいております。こちらについては、その2つ目のポツにも趣旨については「理解や関心を深めるため」という形で記載しておりますので、こちらと合わせて読むことで、ご理解いただきたいと思います。最後、「大人」という漢字の表記に違和感があることから、「おとな」という表記にしてはどうかというご意見がありました。これについては、本市の条例は全てが漢字の「大人」と表記されていることから、それに合わせた表記とさせていただきました。また、「子ども」についても、平成31年度に全庁的に組織名を含めて「子ども」とすることとして整理されておりますので、「子ども」の表記で進めたいと考えております。説明は以上となります。

(小山委員長)

ありがとうございました。いくつか論点が出ているんですが、各委員にご意見を伺う前に、アドバイザーの松倉先生より骨子についてご意見をいただきたいと思えます。松倉先生いかがでしょうか？

(松倉アドバイザー)

旭川の事件もありましたので、まず、子どもの権利救済機関の重要性についてお話ししたいと思います。旭川では、前回の第三者委員会では、いじめと自殺の因果関係というところが認定されませんでした。今回、東京経済大学の教授で子どもの権利条約総合研究所の副代表でもある野村武司副代表となった委員会では、その因果関係を明確に認めております。

要するに何を言いたいのかというと、今まで、市の教育委員会や学校関係、SSWとかスクールカウンセラーとか そういったところでは因果関係を認めてこなかったところです。

そういったところでは、子どもの権利救済機関が、条例でしっかり独立性の機関として、市の関係機関や学校の関係機関とは違う形で、強力に独立した組織として、いじめられた子どもの立場にたって、寄り添って、そしてまずは子どもの命を救うための画期的な子どもの権利救済機関というものを石狩市も検討いただきたいと思います。

先ほどの説明にあったように調査相談員と、従来の相談員や組織と情報の共有や調整を行うなどして情報を得るということも必要な場合もあるかもしれませんが、学校が隠蔽するとか、事なかれ主義に陥ることを防いだ形で子どもに寄り添った権利救済機関というものをぜひ設置してもらいたい。

そして、条例の骨子案についても、やはり満遍なく権利を充足したというだけではなくて石狩市の独自性、目玉は何なのかというところをしっかりとおさえて条例の中に盛り込むことが必要ではないのかと思います。これが、石狩が制定する条例の存在価値というところになるのかなと思いますので、私の方からそういう意見を述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(小山委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見いただければと思います。

(坪田委員)

細かいところですが、2ページの網掛けで総則1の後の丸は、ドット「.」ですよね。次の2の後の丸は、カンマ「,」ですよね。そして、そのあとずっとカンマが続いてるんです。これどちらかに統一した方がいいのかなと思いました。

(青木課長)

ご意見ありがとうございます。ドットに統一します。

(小山委員長)

ありがとうございます。他にございませんか？

(細谷委員)

細谷です。私が出した意見の中の4ページの子どもの参加に関するところなんですが、こういう風に使い分けをしているのは理解できるんですけども、このままの文章で行くと、大人と子どもに関係する施設となってしまうので、全部に関係する施設のことになってしまうんですよね。それで、「および」がだめなら、せめて「大人と」の後に「,」を打ってもらえたらと思います。そうすると子どもと切れる形になるのでそこを切っていただかないと、本当にどんな関係なのかというところが理解できないと思います。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます

(朝倉委員)

朝倉です。私の方で、この修正意見の1ページ目の一番下の意見を出させていただいたんですが、この前文というのはやっぱり一番大事なものだと考えています。前文以外のいろんな部分を読んだときに、すごく子どもの参加っていうところは大事に捉えていただいているんだなというのが分かる割に前文にそれが入っていないっていうのは、やっぱりちょっと違和感があるかなと思います。特に4ページ目の子どもの参加と意見表明というのは分けて書いてあって、意見表明だけを子どもたちがするっていうんじゃなくて、やっぱり参加するっていうところを大事にされているにもかかわらず、前文にそれがうまく表現できていないというのが、気になって、大人が子どもと一緒に社会に参加しようとしなければいけないということを大人の方に示さないといけないのではないかと。じゃないと子どもが参加できないのではないかなと。意見を聞くだけ、大人が子どもの意見を聴いて考えたよ。だから子どもたちが決定に関わってなく

ても、大人がみんなの意見を聴いて考えたからいいよね。っていう感じに受け止められないかなという懸念があったので、大人の側も、子どもが参加することに対して、責任を持って一緒に参加しようと思ってほしいなという思いがあるっていうのをお伝えしたいと思います。以上です。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。

子どもの側の参加の権利に、大人の側の責任をもう少し明記した方がいいんじゃないかという意見かと思います。いかがですか？ほかの委員の皆さん。

(星野委員)

星野です。表現がいろいろになっているのでまとめたほうがわかりやすいんじゃないかということなんですが、保護者の役割で、子どもにとって最も良いことを第1に考えというところが、大人は大人にとって、子どもはこれが第1に良いと考えているかも分からないのですが、子どもがここで置き去りにならないように、子どもと一緒に考え、決定はやはり大人がすることが多いかも分からないのですが、考えるところは子どもと一緒に考えるというところを大人の役割にも入れていただければと思います。

(小山委員長)

ありがとうございました。

(坪田委員)

先程からの4ページのやはり朝倉さんとかが指摘している部分ですが、「子どもの参加と意見の表明」の「子ども参加」のところの黒ボツ2と3の内容は何か違うんですか？「大人と子どもに関する施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。」3番目は「子どもに関係する施設は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加したり、決定に関わることができるように努めます。」この2ボツと3ボツは、2ボツを具体的に細かく言ったら3ボツになっているだけではないかと思うんですが。

(小山委員長)

どうですか？今、答えられる範囲でもいいんですが。

(青木課長)

こちらとしては、2は大人と子ども関係する施設については、全般的な社会参加を求める、3番目は、例えば、児童館については児童館の活動の中で、当然子どもが決定する部分については子どもに参加していただく。関係する施設については、学校があったりいろんな施設があるものですから。わかりにくいのであれば、2つ目の丸ボツの「子どもに関係する施設の関係者は」というところを削除して、「大人は」子どもの多様な社会参加に協力するよう努めますと。そして、3つ目はそのままという形で行くのもありなのかなという風に思います。

(小山委員長)

はい、事務局から修正案が示されましたが。そのような方向で調整したいと思います。改めて、ご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(伊藤委員)

伊藤です。細田委員のご指摘にある前文の中にある子どもたちは今「いじめや虐待～」という部分なんです、確かに深刻なものではあるのですが、前文の中に、あたかも、すべての問題だというような形で、ここまで記載する必要があるのかなという風に私も思いました。子どもたちを取り巻く環境が厳しいということを言いたいのかもしませんが、その言い方はあまりにも重すぎるのではないかと考えています。

また、別の意見なんです、同じ前文の中の「次のことを願っています」というところの下2行なんです、身近なところに安心できる居場所や子どもが望んだってというところの文がつながっているということですかね。これは誰の意見として書かれてるんでしょう。子どもの願いがあって、下の2行も子どもの願いだっていうまとめで書かれているのか。

それと、子どもたちの考える未来のためにということで書いてあるんですけど、子どもたちの今をどうするかということが大事なんじゃないかと思うので、子どもたちが今幸せで、しっかりと生きていけるって今をどうするかという言葉遣いにしていただきたいなと思います。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。ここのところはどうぞですね。

(青木課長)

ありがとうございます。前回の検討委員会で、子どもの今と未来について、前文の中に入っていないということでご意見をいただきました。例えば、子どもの未来という言葉の中では、ネット社会という話もありましたので、これをお出しする、前の前ぐらいの案では、例えばネット空間ですとか、対面ですとかそういう言葉を入れて、子どもの未来ですとか、子どもの今については、ここのいじめや虐待という形で、今を語ってというイメージおりました。

いろいろ修正する中で、このような形に落ち着いた部分でございまして、できれば、子どもの言葉でということで、アレンジした形で書いておりますので、このへんのつながりも含めて、ぜひ皆さんで、ご議論いただいて、ご意見頂戴できればなと思います。

(大森委員)

大森です。前文のところで、「石狩の未来を担う子ども」という表現が出てくるのですが、大人は子どもにそういうものをある意味、期待をしているんだと思います。でもこの子どもの権利条例は、あくまでも子どものための条例であり、子どもが主体となるのであれば、石狩市の未来を担うという言葉が本当に必要なのかなと思います。それがなくても、子どもたちが自分らしくと言った方がすっきりするかなと思います。

それと、先ほど松倉さんがおっしゃってた、救済の部分ですね。附属機関として設置しますと書かれています。先ほど、やはり独立性を持った機関でなければというお話がありました。それはどこかに独立性を持った機関であるということをきちんと明記してほしいと思います。

あと、違うところで、いじめと虐待という文言が気になっているところではあるんですけど、ただ、これは決して一部の問題ではなくて、ずっと続いている全体的な問題で、見えているのが一部だと思うんですね。そう考えたときには、自分から見て、あまり好きじゃない言葉であっても、これは盛り込んでいった方がいいかなと考えています。以上です。

(細谷委員)

細谷です。「子どもたちは今、いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり」と書いてしまうと、石狩市の子どもたちが全て、この問題を抱えているように聞こえてしまいます。そうではないと思うので、やはり、こういう問題を抱えている子「もいる」という書き方にしなければいけないと思います。そして、その子たちを救うために、何かをしようという動きをしなければいけないと思います。だから、そこはちょっと手を加えなきゃいけないのかな。

それと今出てきた中で、石狩市の未来を担うっていう風に書かれたら、子どもがかわいそうじゃないかなという気がするんです。石狩市に背負わされる子どもたちってものすごい負担じゃないかなって思ってます。

子どもたちが育つ環境を我々が作るのもであって、そこで育った子どもは自由に大人になっていくわけですから、これは、我々の期待が大きすぎるような気がします。それと、子どもの意見の下「身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて」、というところの文章、すごく唐突に見えるんです。「すべての人がより良く暮らせるまち。」と切れているんですね。これって石狩市が思ってる理想なのかなと思うんです。なので、そういうまちづくりを石狩市が目指しますっていうその次に続くところですね。ここの部分に入れていくことと、子どもたちが考える未来のためにというのはいいいと思うんですけど、ここでも、ちょっと子どもたちと話し合うとか、子どもたちの意見を生かしてというところが入ってくる方がより子どもが主体的になっていくのではないかなと思います。以上です。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。

前文のところでのご意見でしたが、関連してどうでしょう？

(細田委員)

細田です。細谷委員がおっしゃられた、「子どもたちは今、いじめや～」というところが、未来が暗くなるような感じがして、前文がこういう書き方はないかな、と思ったので一部のという風に書いたんですが、文書の中に一部のというのも、今考えると、もう少し検討すればよかったなという気がしています。

それで、子どもたちの“なかには”、いじめや虐待、貧困などに苦しんでいる状況がありますという表現で、保護者の方に続いていく、学校の立場としては、持続可能な社会を作る子どもたちというイメージで教育活動をしているので、石狩市の未来を担うっていうのではなくて、社会全体を幸せにしていくという考え方で、この条例を作って、未来社会の部分を出した文章にした方が、限定的ではなく、読んだ方も石狩市がグローバルに考えているなというイメージにもつながるのかなと思います。以上です。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。他の皆さんはいかがですか？

(坪田委員)

前文の、石狩市の未来をと、社会全体のことを願っています。の後に、子どもたちはこんなことを考えていますというこの四角が来るんですよね。そうではなくて、第1段落の子どもたちが幸せに生きる権利があります。そして、子どもたちはこういうことを考えていますと、子どもでまとめてしまって、その次に大人の責任、それから石狩市の願ってという風にやるとカッコの

下の身近なところに安心できるって、これが石狩市の願いが入っているんだけど、四角の後ろで唐突に来る感じがするってみなさんおっしゃっているんですね。だから四角の位置が悪いんだと思うんですよ。上にあげてまとめたほうがいいような感じがします。

(小山委員長)

ありがとうございます。

(長谷川委員)

長谷川です。「いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり」という、言葉自体が非常に重い印象を受けてしまいます。児童の権利条約では、貧しい暮らしに苦しんでいたり、差別を受けたりして、さまざまな問題に困っている子どもたちもいます。というふうに書かれているんです。なので、こちらもうこういう柔らかい言い方にしてはどうかという気がします。それから、先ほど坪田委員が言ったように、この下の最初に伊藤委員が言ってくださったように悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべての人がよりよく暮らせる、話すことができるとなると、子どもの立場から言っているように聞こえてしまう部分があって、上の方に持って行って、四角を下にすると、ちょっと意味合いが違ふふうに読み取ることもできるのかなという気がします。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。

(大森委員)

伝えたいことは皆さん概ね一致してると思うんですよ。こちらの書き方について言われているのかなと思うんです。そこら辺を生かして、もう一度校正していただけないのかなと思います。それと、川崎市の前文にある文言をぜひ入れたいと思っています。ここでは、子どもはやっぱり独立した人間になるっていうことが、キッチリと押さえられてるんですね。よく、子どもはどうしても大人というか、親たちの付属物のようなイメージで捉えられがちで。確かに未熟ではあるけども、決していろんなことを考えていないわけではなく、子どもたちはそれなりに一生懸命生きている、主体的に生きている確立した人間であるというところをぜひ前文に入れてほしいと思います。

(青木課長)

さまざまなご意見ありがとうございます。いじめや虐待、貧困という言葉は、非常に強烈な言葉でして、これは、大森委員がおっしゃっているとおり、今回、市が条例を作るのは何の為か、市の危機感として、こういう部分も一つあるのかなと思います。ただ、皆さんおっしゃっている通り、全体がそうじゃないというお話もありますので、先程いろんな言葉を前に持っていったり、後ろに持っていったりというご意見をいただきまして、そこも含めて再度検討させていただきたいと思います。

最後に、川崎市の前文について、朝倉委員がおっしゃった「参加」について、委員のみなさんで、入れたほうがいいのかご意見頂戴できれば、それらを含めて最終的に調整させていただければと思います。よろしくお願いします。

(細谷委員)

川崎市の前文というものが、私の頭にはないものですから、どこの部分を指してるのか今イメージがわからないんですが。

(青木課長)

修正意見一覧の裏面の大森委員の欄に「それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努め」とありまして、これが川崎市の前文に入っているもの、そのものになります。

(田村部長)

すみません、補足させていただきます。川崎市の前文の最初始まりのところが、子どもはそれぞれ1人の人間であるというところから始まっています。大森委員が指されているのは、この部分かと思いますが、間違いはないでしょうか。

(大森委員)

間違いはないです。

(細谷委員)

この部分だけを切り取ってしまうと、主語がよくわからないのですが、「努めて」の主語は大人になるんですか？

(青木課長)

川崎市の前文は、最初に、「子どもは、それぞれが一人の人間である」と言い方から始まります。ですので、子どもが主語です。最後にある文が、「私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める」ということで、主語は「私たち」となっています。

(大森委員)

ごめんなさい。「子どもは、主体性を持った一個の確立した人格を持った人間である。」ということを入れたいと思ったんです。たまたま川崎市の文言があったのでこれを引用させてもらったんです。この通りの言葉じゃなくてもいいので、ぜひ、この辺の考え方を視野に入れて、事務局の方でもう一度考えていただきたいと思います。

(伊藤委員)

伊藤です。川崎市の子どもの権利条例は、最初に作られたものなので読み込んでいたのですが、視点がグローバルというか、地球規模の話から段々視点を川崎市に持っていく、子どもがどういうものなのかという理解のベースを持ちながら、子どもの権利条例を作っているという認識です、私は。なので、石狩市で作るときに、ちょっといきなりは難しいだろうなと個人的には思いました。

ただ、大森委員がおっしゃることもとてもよくわかりまして、とにかく「石狩市の子ども」という言い方の権利条例は違うなというのも、すごく思います。だから、石狩市の未来を担うというのは、本当に違って、子どもはやっぱ、石狩市で育つときには、子どもの権利条例があって、そこでしっかり育って世界に行くのだ、世界で通用する子どもになるんだという見方でみん

な考えるのか。それぞれの皆さんの立場も子ども観も違う中で、どういう子ども観を持つのか、とても難しいんだなというのを、今回宿題を出されてすごく悩んだのです。

本当に、私も世界に通じるというような一言を入れたほうがいいのか、石狩市も今、全国規模のことをやったり、社会的なこともやっている、その石狩市のどこの部分を切り取って子どもの権利につなげていくのかなっていうことを、考えれば、考えるほど分からなくなりました。ただ、せっかく作るんだったら、石狩市という狭い見方ではなく、もっと世界に通じる子どもになるために、私たちはこういう努力をします。大人はこうしますよという、一文は付けてもいいのかなと思ってたので、すいません取り留めない話になってしまいましたが、川崎市の子どもの権利条例は、私はそういう理解をしております。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。石狩市の条例なので、石狩で生きる子どもを網羅するのは当然ですが、もっと広く、子ども全体の視点を入れる。というところと、子どもたちが生きている「今」に視点を当てて考える必要があるというような意見も出されたかと思います。前文だけでなく全体を通してほかにご意見をいただければと思います。

(今西委員)

今西です。これまでお話がありましたように、大人の考えと子どもの考えにずれが生じないように。また、大人が決めつけてしまわないように、全体を通して子どもと一緒に考え、というのを大事にして考えていただけたらと思います。以上です。

(大森委員)

ちょっと私、今、記憶がよみがえってきたのですが、前の骨子案の中には手話条例のことが入れられていたと思います。私はやはり、石狩市に手話条例があることは素晴らしいことだと思います。先日、フェスタも参加してきましたけれど、子どもたちもこども園であるとか、学校であるとか、そういうところで手話を多少なりとも学んでいるという現実もあります。それと、大人もやはりそういう機会に巡り合うことが意外に多いと思うんですね。そうであれば、この手話条例っていうことをどこかに私は入れたほうが良いのではないかなってふうに思いました。ちょっと今どこに入れるかっていうのが思いつかないんですけども、それをちょっと皆さんで検討していただければと思います。

(坪田委員)

前文にこだわらずにやりたいんですけど、やっぱり前文はすごい大事だと思うので…。もうちょっとグローバルにとか、ほんとの基本の基みたいな部分からこう入ってほしいってような意見が多かったと思うんですね。そうすると、やっぱりこの「まちの宝」のところもですね、完全に「まち」から入っていますので、この辺に大きな可能性をもつ独立した一人の人間であるというような、その大森さんおっしゃったような基本の基みたいなところを入れていかないと。石狩の条例だからということで、前文の「まちの宝」から始まって、「石狩市の未来を担い、石狩市、そして、未来のために」みたいになっていますけど、皆さんから、そういうもっとしっかりとした前文が欲しいという意見だと思うので、石狩市色を少し削るのがいいのかなと思います。

(小山委員長)

あまり石狩に限定しない方がいいという意見でした。

(大森委員)

「石狩市の子どもたち」とかっていうのじゃなくて、ただ「子どもたち」ってしたほうがそこに住んでいなくても、たまたまそこに遊びに行っても旅行ででも、何かの事情でそこで住んでいても、すべての子どもっていうイメージがあるんですね。ただ、石狩市ってなっちゃうとなんとなくそこに住んでいる人たちというふうなイメージがあるので、私もあまりそのところは固執しなくても良いのではないかなと思います。ただ、これは石狩市が作る子どもの権利条例であるのは間違いないです。そのところもちょっと、どうかなと思うんですけど、それをあまり前面に出さない方がいいのかなと思います。

(小山委員長)

「石狩市の未来を担う子ども」ではなく、石狩市“は”未来を担う子どもに対してということですよ。どうでしょうか。

(長谷川委員)

長谷川です。前文の最後に、「石狩市の未来を担う子どもたちは」にしないで、「子どもたちは」ではっきり区切って、「子どもは、まちの宝であり」というところを、「子どもは、未来を担う宝であり」にすれば、全てが網羅できるのかなと思います。「まちの」ではないですよ。子どもたちは未来を担う宝であり、最後に子どもたちは自分らしく健やかに成長していくために、とすれば、全部を網羅できる感じになるのかなっていう気がします。

(小山委員長)

はい、どうでしょうか。大体前文についての意見は出尽くしたのかなと思います。前文以外ではいかがですか。今までの議論の中で、言い忘れたことなどありましたら、どうぞ。

(新田委員)

新田です。私も前文のいじめや虐待、貧困などという深刻な状況になっているというところには、ちょっと違和感があります。思うのは、いじめや虐待、貧困みたいに深刻な状況にならないまでも、これは全ての子どもたちの権利を支えるためにっていう条例だと思いますので、日常、例えば一見、元気に学校に行って何の問題もないように見えている子も、いろいろ我慢していたり、子どもによって、いろいろ感じていることがあるんだと思うんですよね。そういったものも盛り込めないかなと思います。なので、例えば、「すべての子どもたち」にとか。「すべての子どもたち」って文言も、前文にないなと思ったので。一部であっても「いじめや虐待」など強調するのはこういった問題に取り組んでいきたいって姿勢を示す意味ですごく大事だと思いますけれども、やっぱりこう「すべての子ども」のためのものなんだっていうところは、やっぱりこう表現できるといいのかなと思いました。それに付随して、3ページの4番目の「自分を守り、守られる権利」のところに、「いじめや虐待などの暴力から、心や体が傷つかないように守られます」とあります。「など」という文言はありますが、いじめや虐待に限らない様々な暴力から守られるべきであることをより鮮明にするため、「あらゆる」という表現も加えて、「いじめや虐待などのあらゆる暴力」とするのはいかがかなと思いました。

(小山委員長)

ありがとうございます。すべての子どもが守られるということですね。

(細田委員)

表記の関係なのですが、「大人」という漢字と子どもの統一を市のほかの条例に合わせてということだったのですが、これは子どもの権利の条例の文章なので、子どもが見て読めなければならないという視点から、これについては市ほかの条例に従わないというふうには出来ないのでしょうか。それちょっと確認したくて発言させていただきました。

(大森委員)

関連してですが、私も「大人」というのはひらがなで良いと思います。確かに行政文書の中では、「大人」は大きい人と書いてますけど、子どもの権利条例であるならば、ひらがなで書いた方が、子どもたちにずっと入っていくんじゃないでしょうか。大きい人っていう文字を書かれると、ちょっと違うかなって思うので、私も「大人」はひらがなが良いと思います。

(小山委員長)

事務局の方で今答えられますか？法令の縛りなどもあるのかと思うんですが。

(田村部長)

はい、ご意見ありがとうございました。今、細田委員に指摘いただいたように、パブコメの資料としてお示しする骨子案、この部分だけであれば、「おとな」「こども」っていうひらがな表記にすることは、まず問題はないと思うのですが、条文になったときに、それが可能かどうかまではすいません、確認ができておりません。ただ、「子ども」に関しては、平成31年に一度見直しをしているので、このままの表記になろうかと思います。骨子案についてひらがな表記にすることは検討させていただきます。

(細谷委員)

私が述べたことは、「こども」っていう表記が、政府の方から降りてきているようなんですよ。それに従って、最終的に石狩市も変更しなければならないっていう風になるのであれば、先取をした方がいいんじゃないかなというのが、「こども」の表記についてはありました。

それと「大人」なのですが、「大人」の反対は「小人」なんですよ。「子ども」ではないんです。「大人」と「子ども」を対比して、漢字表記にするのはどうなんでしょうか。申し訳ありません、私も国語の教師だったので、そこがすごく気になるんですよ。「おとな」はひらがなでいいのではないかと考えているところにこの「大人」が出てくるので、すごく抵抗があります。ですから、条例文というところもあると思うのですが、そこにひらがなを使っちゃいけないという縛りは恐らくないと思うんですよ。ここについて、特に子どもの権利条例というものを作っていくのであれば、もう少し柔軟に考えていただければと思いますので、ぜひ確認していただければと思います。

(長谷川委員)

ほぼ同じなんですけど、「子ども」に関してはこども家庭庁ができてから、私たち法務局の方でも、すべて「こども」の「こ」をひらがなにしましょう。ということで、その下部の団体も含めて、ひらがなの「こ」にしましょう、というふうに全国的にもなっています。ですから、あとから、変

えた方がいいんじゃないかとなるよりも、細谷委員が言うとおり、最初からひらがな表記がいいのかなという気がします。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。今日今の段階で事務局の方でお答えできますか。

(青木課長)

ありがとうございます。こども基本法も含めてひらがな表記となっており、柔軟にというご指摘もありましたので、法律的な縛りも含めて、わせて、「大人」のひらがなも含めて検討させていただければと思います。

長時間にわたりまして、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見については、骨子に反映できるように、委員長とご相談させていただきながら修正してまいります。最終的に8月のパブコメというスケジュールがございますので、すべてを盛り込めないかもしれませんが、その辺はご了承いただければと思います。以上です。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。今後「大人」の表記については、パブコメの段階では可能ということなので、あとは法律上許されるかどうかというのは確認させていただいて、委員会の希望としては、ひらがな表記ということにしたいと思います。

それでは、本日の意見交換の方はこれくらいにしたいと思います。それでパブコメまで、時間がありません。今日出していただいた意向を踏まえて事務局の方で再調整した案を、私の方で、意向に沿っているかどうか確認した上で、パブリックコメントの最終案としてまとめていきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り進めたいと思います。

最後に、松倉先生から、これまでの意見を聴いたうえで何かアドバイスありますでしょうか。

(松倉アドバイザー)

委員の皆さまから大変貴重な意見が出たと思います。川崎の前文なども含めて、「子どもはすでに人間である。」とあるように、子どもは保護する客体ではなく権利を行使する主体であるということを肝に銘じて作っていくべきだと思いますし、パブリックコメントの中で、子どもの意見をしっかり聞いて、前文などにしっかり反映させることが必要になってくると思います。子どもたちが自己肯定感を持てるような石狩市であってほしいと思いますので、自分自身、いじめの問題とかありましたが、子どもが自殺を選択せざるを得ないような環境がいろんな自治体でありますので、それを無くすような形で、特に権利救済機関についても十分に検討していただきたいと思います。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。長い時間お聞きいただいたうえでのご意見、大変ありがとうございます。あと、ございますか。

(細谷委員)

子ども向けのパブリックコメントのやさしい版の、4ページのところなのですが、権利救済委員会の説明のところで、権利調査相談員の仕事の内容がこれまで一生懸命お話ししてきたこと

と、合わないかなというふうに思うのと、最後に救済委員からの指示で調査をしますという部分は、子どもたちには分からないのではないかと思いますので、まず子どもの権利について、市民の皆さんに広くお知らせしますとか、相談がある場合には、それぞれの窓口を紹介しますとか、そちらを先に書いて、何か困ったことがあれば相談も受けますという書き方にさせていただく方が子どもたちにはわかりやすいかなと思います。

(小山委員長)

パブリックコメント案の子ども版ですね、こちらの方のご要望でした。こちらの方も検討していただければと思います。最後に、事務局の方から連絡事項をお願いします。

(青木課長)

はい、長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。次回3回目の検討委員会は、パブリックコメントの結果の報告、それと、それを踏まえた条例案について、ご議論いただく予定です。日程につきましては、9月25日の水曜日を予定しております。近くなりましたら、また改めてご連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。以上です。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。いろいろな意見が出され、事務局の調整のハードルが上がってしまいましたが、よろしくお願いいたします。最後に何か確認したいことなどありますか。

(今西委員)

子どものパブリックコメントとあるのですが、具体的にどのような場で子どもの皆さんに照会されるのか教えていただければと思います。

(青木課長)

はい、ありがとうございます。この子どもパブリックコメントについては、今、教育委員会と相談しておりまして、この期間が8月1日から31日の長期の夏休み期間になりますことから、休みの前後に、できれば学校の先生の方からご案内いただいて、タブレットも1人1台ありますので、この二次元コードを読むなどして、その場で答えていただくような形で、なるべく多くの児童生徒の皆さんにということで、検討を進めております。ですので、多くのご意見をいただければいいなという希望もありまして、現在のところはそうように考えております。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。あと、この時間で確認したいことがあればお願いします。

(坪田委員)

この子ども向けの4ページの調査相談員の調査っていう部分なんですけど、子どもの権利調査相談員は、救済委員からの指示で調査をしますとあるんですが、これスキームの中には、報告・補佐・助言・指示というのはあるんですけど、調査なんて言う言葉はどこにも載っていないですね。さっきも指摘があったんですけど、この調査相談員の調査って言葉、これでいいですかね。本当にこれ調査するんですか。

(小山委員長)

事務局よろしいですか。

(青木課長)

はい、権利の救済、そのA4のカラーのスキームを見ていただければ、権利の救済委員の上に調査相談員がありまして、あくまでこの2つで委員会というふうに考えておりまして、救済委員が附属機関として非常に強力な独立性を持った機関で、その助言と指示を受けてさまざまな案件に対する調査ですとか、例えば学校で何かありました、学校の担任の先生に聞いたり、教頭先生に聞いたりとなったときの、面談の日程調整ですとか、事情をスクールソーシャルワーカーに聞くとか、そのようなことを救済委員から指示を受けて調査相談員が動く、そのようなイメージであります。左に伸びている双方向に矢印が出ている連携・調整という、その中に入ってくるイメージです。実際、申し立てということになれば、相当しっかりと下調べが必要になってくると思います。

(小山委員長)

ほかに何かありましたらお願いします。

(伊藤委員)

子どもの意見を8月31日までにとということで、夏休み、長い長い夏休みが含まれていて、この二次元コードを、私、今読み取ってないので、どういう質問事項かわからないんですけど、意見を聞く年代にとっては、全部答えられないようなときに、一部でも意見を拾いたいということであれば、放課後児童館クラブ？とかこども未来館などを使っていただいて、アナログというかもしれませんが、箱の中に、ここの項目だけ意見があるよというようなのも拾っていただけるような仕組みをとっていただきたいなと思います。意見をたくさんそういう場所でも拾えるということも実証していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。これもご検討いただければと思います。

それでは以上をもちまして令和6年度第2回条例検討委員会を閉会いたします。

(長谷川委員)

二次元コードを今読み込んだんですけど、全部漢字で書いてあって、ルビ振ってないですね。ただ○×をつける分には子どもたちもやれるかもしれないですけど、読み取れないことには○×もつけられないですね。そこだけちゃんとしてくれないと、小学校の子とかはちょっと難しいのかなと思います。

(青木課長)

はい、ありがとうございます。今回の子どもパブコメのやさしい版も全部ふりがな入れていて、同じような形で、子ども目線に立って読めるように修正していきたいと思います。

(小山委員長)

はい。すいません。よろしくお願いします。

はい。それでは、本当に終わりたいと思います。今日は本当にお疲れさまでした。

また次回よろしくお願いします。

令和6年7月29日議事録確定

委員長 小山 和利